



### ◆年末に決めた入試が終わろうとしています（まだ終わっていません）

現在3年生では、二者懇談で1月末現在の評定を提示しているところです（この評定は4月からの総合的に見た評定で、三重県立後期選抜の調査書データとなります）。また、本日1月の実力テストの結果を配付します。いろいろなことを考慮しながら三重県立後期選抜の受検校を決定してください。三重県立前期選抜の内定通知はまだなので、最終的な判断がまだできない人もいると思いますが、二者懇談での話は必ずお家の方にも伝えて話し合ってください。そして、三者懇談会でスムーズに受検校が決まるようにしておいてください。

今、それぞれの進路の状況は違います。クラスで余裕のある人が周りを見て行動できると、他の人も安心して行動しやすくなります。行動している人の気持ちが伝われば不安は減るかもしれません。進路が決定（または内定）した人が進路先で苦労しないようにと復習や予習を続けることは、まだ進路が決まっていななまへの支えにつながると思います。周りの目を気にするということではなく、周りを見て行動していくことが大切だと思います。

卒業テストを2月10日（火）に行います。範囲は今までの学習内容すべてです。全員で協力して、三重県立後期選抜と同じ雰囲気を作っていきましょう。

2月下旬からは卒業式の練習をしていきます。体育館で過ごす時間も増えます。引き続き体調を崩さないよう気をつけて過ごしてください。そして、卒業に向けていろいろな活動が続きます。自分の予定を確認して、計画的に学習を続けて三重県立後期選抜に備えましょう。

### ◆振り込みなどの手続きについて

入試の結果が届いて合格していたら、合格通知と一緒にある文書等を必ず確認してください。手続きを終えたら（学校の種類や全額か一時金かに関わらず）進路ワークスペースに置いてある「**支払い確認書**」を提出してください。三重県立前期選抜の合格内定通知日よりも私学の手続き締め切りが早い学校があります。手続きにミスがないように注意してください。

### ◆前期選抜の結果について

13日（金）は三重県立前期選抜の合格内定通知日です。結果は中学校が確認することになっており、放課後に担任の先生が受検者へ直接話をして結果を伝えます。三重県立前期選抜を受けた人は、教室で待機してください。少人数教室で、出席番号順に1人ずつ結果を伝えます。話が終わったら少人数教室を出て昇降口へ向かいます。廊下で先生が指示をします。その指示にしたがって行動してください。内定した場合、内定したことを証明する「内定通知書」が中学校へ郵送されることになっています。届き次第、受検者本人へ渡します。

結果を聞いた後、（良い結果でも悪い結果でも）落ち着いて行動してほしいので、次のことを必ず守ってください。なぜこのようなことを書くのかを必ず理解して行動してください。

- 前期選抜を受けていない人は、待ち合わせをせず、速やかに帰宅してください。
- 結果を聞く時には、伝え間違いを防ぐために最初に受検番号を言ってください。
- 二者懇談で結果を聞く時は、結果に一喜一憂せず、担任の先生と今後の過ごし方やすべきことをしっかり話し合ってください。そして、二者懇談が終わったら速やかに帰宅してください。
- 自分の気持ちを伝えたい、友達の結果を知りたい、などの気持ちになったとしても状況をよく考えて行動しましょう。特に、SNSなどでトラブルにならないよう、注意の足りない行動や発言には気をつけましょう。
- 特別支援学校では合格発表となりますが、その他の高校では内定通知となります。内定が出た人の正式な合格発表は3月17日（火）です。志願先高校で手続きをして初めて進路が確定します。受検票は大切に保管しておいてください。

## ◆【三重県立高校】「開示請求」について（前期選抜も後期選抜も）

三重県教育委員会のホームページの「令和8年度三重県立高等学校入学者選抜実施要項・三重県立特別支援学校入学者募集要項」の中に「令和8年度三重県立高等学校入学志願者の個人情報取扱要項」があります。<https://www.pref.mie.lg.jp/common/content/001220051.pdf>  
「口頭による個人情報の開示請求」については、受験票（様式3）にも記載されています。もし、知りたい場合は各自で行ってください。このことは、強制するものではありません。

（付）令和8年度三重県立高等学校入学志願者の個人情報取扱要項



### <口頭による個人情報提供の申請>

#### 1 提供する個人情報

各高等学校の前期選抜及び追検査、特別選抜、後期選抜及び追検査、再募集、追加募集における合否判定のための資料として保有する以下の(1)～(5)の個人情報について、受検者の申請に応じ、本人に、個人情報を提供する。

- (1) 調査書の「各教科の学習の記録」欄の教科別の「第3学年」の評定
- (2) 面接又は「自己表現」の各学校の基準に基づく総合的評価
- (3) 作文又は小論文の各学校の基準に基づく総合的評価
- (4) 学力検査又は総合問題の各学校の基準に基づく総合的評価（後期選抜は学力検査得点）
- (5) 実技検査等の各学校の基準に基づく総合的評価

#### 2 実施方法

##### (1) 個人情報提供の申請方法

受検者本人が、受検した高等学校に出向き、受験票（様式3）等（受検者本人であることを証明する書類）を提示したうえで、口頭により申請する。

##### (2) 個人情報に係る本人証明

三重県立高等学校入学者選抜実施要項に定める受験票等又は受検者本人であることを証明する書類（顔写真付きの書類は1種類、顔写真付きでない書類は2種類）の提示により行う。

##### (3) 個人情報提供の期間

ア 個人情報提供の期間（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に定める休日は除く。）

(7) 前期選抜及び前期選抜追検査、特別選抜

令和8年2月13日(金)から4月30日(木)まで

(4) 後期選抜

令和8年3月17日(火)から4月30日(木)まで

(9) 後期選抜追検査、全日制課程及び定時制課程の再募集

令和8年3月25日(水)から4月30日(木)まで

(1) 夜間定時制課程の追加募集、通信制課程の再募集

令和8年3月31日(火)から4月30日(木)まで

※ 上記期間のうち、3月10日(火)(後期選抜の検査日)、3月23日(月)(後期選抜追検査及び再募集の検査日)は、情報提供を行わない。

##### イ 個人情報提供の申請受付時間

申請者は、原則として上記アの期間内の次の時間内に(1)の方法により申請する。

- ・ 全日制課程及び松阪高等学校通信制課程は、9時から16時30分まで  
（ただし、2月13日、3月17日及び3月25日は9時30分から）
- ・ 定時制課程及び北星高等学校通信制課程は、13時から16時30分まで

##### (4) 受検者本人以外（保護者等）による申請方法

上記(2)とともに、承諾書（受検者本人の自筆）、受検者と保護者等との関係を証明するための書類（戸籍謄本又は戸籍抄本又は住民票（続柄の記載されたもの））、保護者等が本人であることを証明する書類（顔写真付きの書類は1種類、顔写真付きでない書類は2種類）を提示し、上記(3)のイに示す期間内かつイに示す時間内に申請を行う。

#### 3 その他

個人情報の提供に係る経費は徴収しない。

**承諾書については裏面を見てください。**

### <上記以外の個人情報の開示請求>

上記1以外の個人情報の開示請求を行う場合や、令和8年5月1日以降に個人情報の開示請求を行う場合は、「個人情報開示請求書」を提出することにより、請求することができる。請求があった高等学校は「個人情報開示決定通知書」により開示の実施方法等を請求者に通知する。また、開示資料等、写しの交付に係る実費を徴収する。

なお、詳細については、受検した高等学校に問い合わせる。

（裏面へつづきます）

《裏面からのつづき》受検者本人以外（保護者等）による申請をするときは、承諾書が必要です。三重県教育委員会のホームページ「高等学校入学者選抜」にある、10月8日「令和8年度三重県立高等学校入学者選抜・三重県立特別支援学校入学者選考各種様式等」の中に「個人情報の提供申請承諾書」が画面の下の方にあります。



## 承 諾 書

令和8年度三重県立高等学校入学志願者の個人情報取扱要項に基づき、個人情報の提供に係る申請を、私の法定代理人\_\_\_\_\_が私に代わって行うことを承諾します。

承諾した日	令和      年      月      日									
選抜名 (該当するものを○で囲む)	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 33%;">前期選抜</td> <td style="width: 33%;">前期選抜追検査</td> <td style="width: 33%;">特別選抜</td> </tr> <tr> <td>後期選抜</td> <td>後期選抜追検査</td> <td></td> </tr> <tr> <td>再募集</td> <td>追加募集</td> <td></td> </tr> </table>	前期選抜	前期選抜追検査	特別選抜	後期選抜	後期選抜追検査		再募集	追加募集	
前期選抜	前期選抜追検査	特別選抜								
後期選抜	後期選抜追検査									
再募集	追加募集									
受検番号										
受検者名										

必ず受検者本人が自筆してください。

### 【保護者が申請する場合の必要書類】

- ・ 承諾書
- ・ 受検票（様式3）
  - ※ ない場合は、本人確認ができる書類
- ・ 受検者と保護者との関係を証明する書類
  - 例 戸籍謄本、戸籍抄本、住民票（続柄の記載されたもの）
- ・ 保護者の本人確認書類
  - 例 運転免許証、マイナンバーカード、パスポート、在留カード

※ 本人確認ができる書類は、顔写真付きの書類なら1種類、顔写真付きでない書類なら2種類提示する。

## ◆保護者の方へ

以前にもお知らせしている内容ですが、「三重県立学校1人1台端末を活用した学習に関する情報ページ」についてのお知らせです。

<https://www.pref.mie.lg.jp/KOKOKYO/HP/m0204200218.htm>

この中に、「令和7年度入学生に係る県立高校の学習端末及び価格一覧」、「学習端末購入の仕組み」などが掲載されています。



中学校3年生  
保護者の  
みなさまへ

海外の生徒と  
オンライン  
交流ができる

AIを活用し  
た学習を進め  
ていくことが  
できる

さまざまな  
アプリ教材を  
使って学習を  
進めることが  
できる

大切なお知らせです！



# 1人1台端末を活用した 学習を進めています

県立学校入学時  
(高校、特別支援学校高等部)  
に学習用端末※の購入  
をお願いします

情報を収集、  
整理、分析す  
る能力を育成  
できる

実験や演奏を  
録画し、振り  
返ることができる

探究学習や  
プレゼンテー  
ションなどで  
活用できる

県立学校では、1人1台端末を活用し、一人ひとりの興味・関心や習熟度に応じた協働的な学びを進めるとともに、学校と家庭で切れ目なく学習内容の理解や学習習慣の定着、生徒の特性に応じた学びを進めています。

1人1台端末を活用した学習は、子どもたちの学習における困難の克服を助けたり、子どもたちが持つ豊かな可能性を开花させる大きな可能性を持っています。

保護者の皆さまには、ご負担をおかけすることになりますが、1人1台端末を活用した学習活動の趣旨をご理解いただき、ご協力をお願いいたします。

文部科学省では、1人1台端末の活用を前提に、ICT（情報通信技術）を活用した学習活動の充実を推進しています。